



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 8 月 22 日 (木 曜 日) 第 537 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 1	

○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
○県営土地改良事業計画の策定 (2件) …… (“) 3
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第 445号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(串間) 2024- 1	谷口竜王	宮崎県串間市大字 西方字上高野2616 -19、2616-20、 里道の一部	4.00	4.37	令和6 年7月 24日

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、宮王丸土地改良区 (国富町) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 嶺 一 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番地 1
理 事	池 田 早 人	東諸県郡国富町大字宮王丸 284番地
理 事	郡 和 義	東諸県郡国富町大字宮王丸 272番地

理 事	郡 義 富	東諸県郡国富町大字宮王丸 509番地
理 事	木 戸 豊	東諸県郡国富町大字宮王丸 491番地 5
理 事	郡 弘	東諸県郡国富町大字宮王丸 408番地
理 事	池 田 順 之	東諸県郡国富町大字本庄5023番地 7
理 事	郡 和 市	東諸県郡国富町大字宮王丸 248番地
理 事	鈴 木 幸 一	東諸県郡国富町大字本庄 942番地
理 事	駒 山 広 志	東諸県郡国富町大字本庄2489番地
監 事	郡 秀 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 388番地
監 事	川 越 隆 司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 秀 明	東諸県郡国富町大字宮王丸 388番地
理 事	郡 辰 夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番地
理 事	享 保 吉 治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番地

理事	服部 宗明	東諸県郡国富町大字宮王丸 438番地
理事	小倉 篤	東諸県郡国富町大字宮王丸 450番地
理事	郡 光男	東諸県郡国富町大字宮王丸 409番地
理事	池田 順之	東諸県郡国富町大字本庄5023番地7
理事	吉野 和盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 294番地5
理事	鈴木 吉弘	東諸県郡国富町大字本庄 899番地1
理事	駒山 広志	東諸県郡国富町大字本庄2489番地
監事	郡 政盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番地
監事	川越 隆司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、薩摩原土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	芝吹 芳雄	東諸県郡国富町大字八代南俣3702番地
理事	徳永 博幸	東諸県郡国富町大字八代北俣2033番地
理事	中西 和男	東諸県郡国富町大字八代南俣3681番地1
理事	横山 淳一	東諸県郡国富町大字八代北俣1741番地
理事	田上 晶宏	東諸県郡国富町大字八代南俣3701番地4
理事	三浦 啓介	東諸県郡国富町大字八代南俣3678番地15

理事	黒木 則行	東諸県郡国富町大字八代北俣2052番地13
理事	大野 貴雄	東諸県郡国富町大字八代北俣1237番地
監事	芝吹 清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地5
監事	高橋 裕次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704番地
監事	山内 千秋	東諸県郡国富町大字八代南俣4721番地4

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	芝吹 芳雄	東諸県郡国富町大字八代南俣3702番地
理事	中西 和男	東諸県郡国富町大字八代南俣3681番地1
理事	黒木 千年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746番地
理事	岡田 広美	東諸県郡国富町大字八代南俣3535番地
理事	山下 信夫	東諸県郡国富町大字八代南俣3687番地2
理事	中須 司	東諸県郡国富町大字八代北俣1955番地5
理事	青木 政幸	東諸県郡国富町大字八代北俣2251番地1
理事	松村 貴文	東諸県郡国富町大字八代北俣1757番地5
監事	芝吹 清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787番地5
監事	高橋 裕次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704番地
監事	山内 千秋	東諸県郡国富町大字八代南俣4721番地4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、霧島狹野原土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 計 吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495番地2
理 事	宮 田 幸 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734番地
理 事	日 渡 実	西諸県郡高原町大字広原5029番地
理 事	田 中 洋 一	西諸県郡高原町大字広原4952番地345
理 事	森 山 義 朗	西諸県郡高原町大字蒲牟田3639番地
理 事	矢 野 秀 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3746番地3
理 事	久保田 恭 平	西諸県郡高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	田 島 セツ子	西諸県郡高原町大字蒲牟田2952番地
監 事	森 山 孝 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704番地2
監 事	加 藤 正 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749番地

(任期：令和9年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 計 吉	西諸県郡高原町大字蒲牟田4495番地2
理 事	宮 田 幸 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田 734番地
理 事	日 渡 実	西諸県郡高原町大字広原5029番地
理 事	田 中 洋 一	西諸県郡高原町大字広原4952番地345

理 事	蒲 生 浩 一 郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田3641番地4
理 事	宮 永 友 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田3750番地2
理 事	犬 童 和 敏	西諸県郡高原町大字蒲牟田 178番地88
理 事	曾 山 成 利	西諸県郡高原町大字蒲牟田4915番地
監 事	森 山 孝 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田3704番地2
監 事	加 藤 正 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田3749番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）から令和6年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、高木原地区県営土地改良事業（都城市、基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年8月22日から令和6年9月20日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、平田地区県営土地改良事業（都城市、基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年8月22日から令和6年9月20日まで
- 3 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年8月5日現在次のとおりである。

令和6年8月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,659人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 210,365人

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和6年8月5日現在次のとおりである。

令和6年8月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

児湯郡選挙区 18,350人